

## パブリックコメントにおける御意見の内容及びそれに対する考え方

## 【食料供給困難事態対策法施行令案及び食料供給困難事態対策法施行規則案関係】

御意見の内容	御意見に対する考え方
<p>施行令案や施行規則案は、法の施行に伴い必要な事項を定めるものであるため、不測の事態の段階について明記すべきではないか。</p>	<p>食料供給困難兆候や食料供給困難事態などの判断の目安については、本施行令案や本施行規則案ではなく、食料供給困難事態対策法第3条の規定に基づき策定する基本方針において定めることとしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反対する。</li> <li>・ 法律、施行令案、施行規則案について周知を徹底すべき。</li> </ul>	<p>食料供給困難事態対策法の趣旨や内容については、農業者を始め国民への十分な理解が得られるよう、これまでも農林水産省職員が、各地の農業者やJA、自治体等に対して直接説明・意見交換を行ってきたところですが、今後は本施行令案等も含め、法の趣旨について丁寧な説明を行い、御理解をいただけるよう周知に努めてまいります。</p>

## 【食料供給困難事態対策法施行令案関係】

御意見の内容	御意見に対する考え方
<b>【第1条関係】</b>	
<p>特定食料の範囲が広すぎる。</p>	<p>食料供給困難事態対策法は、同法第1条に規定していますとおり、食料の供給が大幅に不足するような事態の発生に対応することを目的とし、同法に基づく措置の対象となる食料を特定食料として規定しています。特定食料は、同法第2条第1号において、「米穀、小麦、大豆その他の農林水産物であって、国民が日常的に消費しているものその他の国民の食生活上重要なもの又は食品（略）の製造若しくは加工若しくは食事の提供を行う事業において原材料として重要な地位を占めるものその他の国民経済上重要なもの」と定義されていることから、この範囲において指定したものです。</p>

<p>特定食料の範囲が狭すぎる。</p>	<p>上述の考え方にに基づき、現状を踏まえ、本施行令案のとおり特定食料を規定したところですが、国民の食生活上又は国民経済上重要な品目は状況によって変化しうるものであり、事情の変化があれば、必要に応じ本施行令を改正することを検討いたします。</p>
<p>特定食料に塩を追加すべき。</p>	<p>塩については、塩事業法（平成8年法律第39号）に基づき、塩事業センターによる備蓄の実施など、安定的な供給確保を図るための措置が講じられていること等を踏まえ、特定食料に指定しないこととしています。</p>
<p>特定食料に米粉を追加すべき。</p>	<p>米粉については、主食用米の生産量が670万トン（令和4年産）に対して米粉の需要量が4.5万トン（令和4年度）と相対的に小さいこと、米粉用米など米粉の原料となる米穀の安定的な供給が確保されれば米粉の供給も確保されるという関係にあり、まずは米穀の供給が重要であることから、特定食料に指定しないこととしています。</p>
<p>特定食料にさつまいもを追加すべき。</p>	<p>いも類については、現状、供給熱量全体に占める割合が約2%と高くなく、いも類の主たる栄養素である炭水化物は、日常的に米穀など他の特定食料から摂取可能であることから、現時点においては特定食料に指定しないこととしています。御指摘も踏まえ、食料供給困難事態対策法第3条の規定に基づき策定する基本方針において、熱量等を重視した生産の推進を行う場合には、その例示として「いも類」を明記することとしています。</p>
<p>特定食料に野菜を追加すべき。</p>	<p>野菜については、熱量が小さいことに加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 互いに代替し得る多数の品目を含んでおり、それぞれ天候等により供給量が短期間で大きく変動しやすいこと</li> <li>② 生産国・産地、生産方法、生産期間等が分散されていること</li> </ul> <p>から、現時点においては特定食料に指定することは考えていません。</p>
<p>特定食料に（味噌、漬物、海藻等）を追加すべき。</p>	<p>現時点においては、御指摘の品目が供給熱量全体に占める割合が小さいこと等から、特定食料に指定することは考えていません。</p>
<p>特定食料から（小麦、小麦粉、植物油脂、乳製品等）を除くべき。</p>	<p>特定食料は、人の生命維持、身体機能に重要な熱量と主たる栄養素の観点、食品製造業や外食産業における需要の観点のほか、本法に基づく供給確保のための措置の必要性の観点を踏まえ</p>

	<p>て指定することとしています。</p> <p>小麦や小麦粉については、供給熱量が全体の約13%を占めていることに加え、パンや麺など様々な食品に加工され、外食産業においても主たる食材として利用されるなど、国民経済上重要な品目であることから特定食料に指定しています。</p> <p>植物油脂については、供給熱量においても主食である米穀に次ぐ約14%を占めていることに加え、食品製造業や外食産業において幅広く利用されており、国民の食生活上も国民経済上も重要な品目であることから、特定食料に指定しています。</p> <p>乳製品については、熱量、たんぱく質、脂質いずれにおいても国民への供給源として重要な地位を占めており、国民の食生活上重要な品目であることから、特定食料に指定しています。</p>
第2項第5号において「鶏卵から卵殻を取り除いたもの」を除くべき。	国内における鶏卵が不足する場合には、加工・業務用向けに凍結液卵等の在庫の活用等を要請することも考えられることから、「鶏卵から卵殻を取り除いたもの」を指定することとしています。
<b>【第2条関係】</b>	
第1項及び第2項について、各品目の範囲を示すものなので、「又は」ではなく「及び」で接続すべきではないか。	「及び」で接続すると、例えば本施行令案第2条第2項に規定する動物用医薬品について、「牛、豚及び鶏」全てに使用可能なもののみを指すと解釈されるおそれがあることから、「又は」を用いています。
特定資材に水を追加すべき。	農業用水は資材ではなく自然資本であること、飲料水とは異なり、事業者による供給量の確保という取組になじまないことから特定資材に指定することは考えていません。なお、渇水等の場合にはダムの利水調整等の措置により特定食料の生産に必要な農業用水を確保するよう努めるものと考えています。
特定資材に電気を追加すべき。	電気エネルギーは、特定食料の生育に直接的に使用するものではなく、特定食料を生産する上で必要となる機械設備等に使用するものであり間接的であること、電気については電気事業法に基づき必要に応じて需給調整を行うこととしているため、特定資材に指定することは考えていません。

特定資材から（肥料、農薬、種苗等）を除くべき。	食料供給困難兆候又は食料供給困難事態を早期に解消するために特定食料の生産の促進を図る必要がある場合、肥料、農薬、種苗、飼料及び動物用医薬品についてはその生産に必要な重要な資材であることから、特定資材として指定することとしています。
<b>【第3条・第4条関係】</b>	
（国家公安委員会、警察庁、金融庁、こども家庭庁、デジタル庁、国税庁、海上保安庁、管区警察局、東京都警察情報通信部等）を指定行政機関・指定地方行政機関から除くべき。	食料供給困難事態に当たっては、政府が一体となり対策を講じられるようにするため、全ての国務大臣を構成員とする食料供給困難事態対策本部を設置し、各行政機関が講ずる食料供給困難事態対策の総合的な推進を行うこととしています。 このため、本法に基づく指定行政機関については、食料供給困難事態対策を業務として行い得る行政機関を幅広く指定した上で、当該業務を分掌する地方行政機関を指定地方行政機関として指定することとしています。
指定行政機関ごとの役割と目的を明文化すべき。	本法に基づく指定行政機関については、他法令における用例も踏まえ、食料供給困難事態対策を業務として行い得る行政機関名を規定することとしています。

**【食料供給困難事態対策法施行規則案関係】**

御意見の内容	御意見に対する考え方
<b>【全体関係】</b>	
届け出させる計画の様式は分かりやすくシンプルにすべき。	出荷販売計画等の記載事項については、実際の事態の状況等に応じて必要最小限の範囲で記載を求めることを想定しており、事業者に過度な負担が生じないよう配慮した運用に努めてまいります。
「その他必要な事項」の具体的内容如何。	出荷販売計画等の記載事項については、事態の状況や品目によらず必要最小限の共通する内容として出荷又は販売の実績や見通し等を規定していますが、その他に品目ごとの特徴や実際の状況に応じて把握しておくべき事項がある場合には、「その他必要な事項」として報告を求めることとしています。

<b>【第1条関係】</b>	
「出荷又は販売」は、出荷と販売の両方を行う事業者もいるので、「又は」ではなく「及び」で接続すべきではないか。	「又は」で接続することにより、「出荷」と「販売」の一方のみならず両方を行う状態も含むことを表現できることから「又は」を用いています。
<b>【第2条関係】</b>	
米、麦、大豆など貯蔵性の高い食料については、入荷及び仕入れの実績と見通しも計画に記載しないと在庫を抱え込んでいても把握できないのではないか。	計画に記載いただく出荷又は販売の実績及び見通しにおいて、御意見の在庫に関する情報等の必要な情報を把握する考えです。
<b>第4条関係</b>	
農林水産物生産可能業者の範囲が広いと、農業者に過度な負担を課すものとなっているのではないか。	農林水産物生産可能業者は、本施行規則案第4条に「(略) 気象条件、地理的条件その他資源条件を考慮して、現に利用することができる土地、施設、設備、機械、技術その他の経営資源を活用することにより措置対象特定食料等を生産できると認められるもの」と規定していますが、御懸念の点も踏まえ、食料供給困難事態対策法第3条の規定に基づき策定する基本方針において、小規模生産者等は該当しない旨を明記することとします。
地権者不明または死亡などによる耕作放棄地、耕作意欲の減退などによる耕作放棄地等、耕作できないことはないが耕作する権利がない土地は、耕作する権利がない者にとって「現に利用することができる土地」とされるのか。	本施行規則案第4条に規定する「現に利用することができる土地」については、地権者の合意が得られているなど耕作する権利のある農地を意味しています。
<b>【第5条関係】</b>	
「生産の見通し」については予測できないため、記載事項から削除すべき。	本施行規則案第5条第2号に規定する「措置対象特定食料等の生産の見通しに関する事項」については、第三者の客観的評価を記載していただくものではなく、事態の状況や品目の特徴等を踏まえ、生産者自らの経営判断に基づく作付予定面積や生産予定数量等を記載いただくものです。
<b>【第6条関係】</b>	

<p>農林水産物生産業者等の範囲が曖昧なため、際限なく広がる懸念がある。また、品種や栽培方法の変更により、逆に生産量の減少を招く場合もあるのではないかと懸念がある。また、品種や栽培方法の変更により、逆に生産量の減少を招く場合もあるのではないかと懸念がある。</p>	<p>本施行規則第6条第2号に該当する者は、単に「品種又は生産方法の変更をする」だけでなく、例えば多収品種の栽培経験があり苗の確保が可能な者のように「生産量を増加させることができる」と規定していますが、御懸念の点も踏まえ、食料供給困難事態対策法第3条の規定に基づき策定する基本方針において、多収品種の栽培経験があり苗の確保が可能な者等を想定している旨を明記することとします。</p>
<p>除草、耕うん程度で生産面積を拡大することのできるような耕作放棄地が多く隣接している場合は、国の支援があるのか。</p>	<p>要請や計画変更指示を行う場合には、本法第19条に基づき、国は必要な財政上の措置その他の措置を講ずることとしています。</p>
<p>対象となる者を個別具体的に判断するのは不可能ではないか。</p>	<p>本施行規則案で定める者を含む、本法に基づく要請等の対象となり得る事業者については、平時からの取り組みの一環として、特定食料・特定資材ごとに、必要に応じて地方公共団体や関係団体等の協力を得つつ、把握・整理に努めてまいります。</p>
<p>第4号に規定する「準ずる者」とは具体的に何か。</p>	<p>「準ずる者」とは、例えば、自ら所有していない農地を借りて生産面積を拡大できる者が想定されます。</p>
<p><b>【第7条関係】</b></p>	
<p>国産原料を活用した新しい加工食品の開発を促進するため、製造計画の記載事項に、技術革新に関する項目を追加すべき。</p>	<p>製造計画の作成・届出は、当面の供給可能数量等を把握するために行うものである一方、御意見の「新しい技術の開発などの技術革新」は短期間には困難であることが考えられることから、本施行規則案においてその点について記載事項として規定していませんが、品目ごとの特徴や実際の状況に応じて把握しておくべき事項がある場合には、本施行規則案第7条第4号に規定する「その他必要な事項」として記載いただくことが可能と考えています。</p>